

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

- 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- 長期間の使用ができること。
- 再使用が可能であること。
- リサイクルが可能であること。
- 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断の基準、調達の目標等を、毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

- 1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・災害備蓄用品・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年2月2日閣議決定）」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、下記の第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度による製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環 境 ラ ベ ル 等	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク((公財)日本環境協会) ・グリーンマーク((一社)日本オフィス家具協会) ・国際エネルギースタープログラム(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・省エネラベリング制度(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・統一省エネラベル(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・PETボトルリサイクル推奨マーク(PETボトルリサイクル推進協議会) ・エコ・ユニフォームマーク(日本被服工業組合連合会) ・フレームマーク(全日本ベッド工業会) ・衛生マットレス(全日本ベッド工業会) ・モバイル・リサイクル・ネットワーク((一社)電気通信事業者協会) ・自動車の燃費性能の評価及び公表(国土交通省) ・低排出ガス車認定(国土交通省) ・低燃費タイヤ統一マーク((一社)日本自動車タイヤ協会)
----------------------------	--

- 2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。
- 3) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

- 1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。
 なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。
- 2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

平成27年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
紙類 (9)	情報用紙		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	コピー用紙	製品に表示(または証明)される総合評価値が90以上であること。 <古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式 1により総合的に評価>		
	フォーム印刷	古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下。 塗工量が両面で12g/m ² 以下。		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上。 塗工量が両面で20g/m ² 以下、片面12g/m ² 以下。		
	印刷用紙			
	1色刷り(非塗工紙)	総合評価値80以上。 <古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、白色度を算定式 2により総合的に評価> [古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下・古紙パルプ配合率70%かつ間伐材パルプ30%配合等が適用。]		
	多色刷り(塗工紙)	総合評価値80以上。 <古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、塗工量を算定式 2により総合的に評価> (ただし当面は、できるだけ判断基準に近いものを購入するものとする。)		
	封筒(クラフト)	古紙パルプ配合率40%以上。		
	窓あき封筒	古紙パルプ配合率40%以上。(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。) 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。		
	衛生用紙			
トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%。			
ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100%。			
納入印刷物 (1)	納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)	紙類の印刷用紙及び情報用紙に係る判断の基準を満たす用紙を使用すること。(ただし、冊子形状のものについては表紙は除く。) 非塗工紙……総合評価値80以上。 塗工紙……総合評価値80以上。 (ただし当面は、できるだけ判断基準に近いものを購入するものとする。) 植物由来の油を使用したインキを使用すること。(植物油インキ、大豆油インキなど。)	当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%
文具類 (77)	文具共通	[主要材料がプラスチックの場合] ・再生プラスチック配合率40%以上。 [主要材料が木の場合] ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。 [主要材料が紙の場合] ・古紙パルプ配合率50%以上。 ・パーズパルプの合法性の担保。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。		
	シャープペンシル		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	シャープペンシル替芯	[判断の基準は容器に適用]		
	ボールペン	芯が交換できること。		
	マーキングペン	消耗品が交換又は補充できること。		
	サインペン			
	鉛筆			
	定規			
	トレー			
	連射式クリップ(本体)	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ファイル	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上。又は、間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合。 樹脂製とし具で廃棄時に分別可能。		
	バインダー			
	クリヤーホルダー	文具類共通の判断基準を満たすこと。又は、植物を原料とするプラスチックを使用。		
	クリヤーブック			
	カードケース			
	綴込表紙	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。		
	工用アルバム	表紙が古紙パルプ配合率50%以上。		
	用箋挟	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。又は、廃棄時に分別可能。		
	インデックス	古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着剤を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	OHPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生プラスチック配合率30%以上。 ・植物を原料とするプラスチック使用。		
	修正液	[判断の基準は容器に適用]		
	修正テープ	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。) 消耗品が交換できること。		
	消しゴム	[判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用]		
	付箋紙	古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着剤を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	ノート	古紙パルプ配合率70%以上。		
	メモ帳			

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	ステープラー(汎用型)	[汎用型とは10号針使用のハンデタイプ] 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。		
	ステープラー(汎用型以外)			
	のり(固形)	[判断の基準は容器・ケースに適用] 消耗品が交換できること。		
	のり(液体) 補充用を含む	[判断の基準は容器に適用] 内容物が補充できること。		
	のり(テープ)	[判断の基準は容器・ケースに適用] 消耗品が交換できること。		
	カッターナイフ			
	はさみ	廃棄時に分別可能。		
	マグネット(玉・バー)			
	スタンプ台	主要材料がプラスチックの場合、 再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	朱肉	インク又は液が補充できること。		
	つぶりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上。 ・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ペーパーパッチ	可溶性粘着材使用、または、再生処理可能。		
	マチ付封筒	古紙パルプ配合率40%以上。		
	テープカッター			
	パンチ			
	レターケース			
	ブックスタンド	主要材料がプラスチックの場合 再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	鉛筆削(手動)			
	OAクリーナー(ウェットタイプ)	[判断の基準は容器に適用] 主要材料がプラスチックの場合、 再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	OAクリーナー(液タイプ)	[判断の基準は容器に適用] 内容物が補充できること。		
	マウスパット			
	ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合、 再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ガムテープ(クラフト)	テープ基材、古紙パルプ配合率40%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	ガムテープ(布)	テープ基材(ラミネート層を除く。)、再生プラスチック配合率40%以上。		
	回転ゴム印			
	ステープラー針リムーバー			
	ペンスタンド			
	クリップケース			
	紙めくりクリーム	[判断の基準は容器に適用]		
	OAフィルター(枠あり)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・文具類共通の判断基準を満たすこと。 ・枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。		
	カッティングマット			
	デスクマット			
	絵筆	主要材料がプラスチックの場合、 再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	タックラベル	古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	黒板拭き			
	ホワイトボード用イレイザー			
	額縁			
	缶・ボトルつぶし機(手動)			
	名札(衣服取付・首下げ型)			
	丸歯式紙裁断機			
	両面粘着紙テープ	テープ基材、古紙パルプ配合率40%以上。		
	製本テープ	[判断の基準はテープ基材に適用]		
	メディアケース (CD、DVD、BD用)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上。)		
	ファイリング用品			
	ゴム印			
	付箋フィルム	(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用。)		
	OAクリーナー(エアタイプ)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律で定められるフロン類(以下「フロン類」とする)が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについて適切な記載がなされていること。		
	印箱			
	鍵かけ			
	チョーク	再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。		
	グランド用白線	再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。		
	梱包用バンド	・主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率100%以上。 ・主要材料がプラスチックの場合、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上。ただし、廃ベトボトルびりサイクル製品は除く。		

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
(11)	オフィス家具			
	オフィス家具共通	・修理や部品交換が容易である等、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、また、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 ・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とする。		
	いす		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	机	[主要材料がプラスチックの場合] ・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上、又は植物を原料とするプラスチック。		
	棚	[主要材料が木材の場合]		
	収納用什器(棚以外)	・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。		
	ローパーティション	・ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/mh以下。		
	掲示板	[主要材料が紙の場合] ・古紙バルブ配合率50%以上。		
	黒板	・パーソンバルブの合法性の担保。		
	ホワイトボード	[大部分の材料が金属類(95%以上)の収納用什器] ・黒板の機能重量が0.1以下。		
傘立て	・単一素材分解可能率が95%以上。			
コートハンガー				
ベッドフレーム	主要原料がプラスチックの場合...再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上。 主要原料が木材の場合...間伐材、端材等の再生資源又は合法材、ホルムアルデヒドの放散速度が0.002mg/mh以下。 主要原料が紙の場合...古紙バルブ配合率50%以上、パーソンバルブの合法性の担保。			
(7)	画像機器等			
	画像機器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	コピー機 (コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機)	総合評価値80以上の用紙に対応可能。 新機種...国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)、特定の化学物質の使用制限。 再生型機、部品リユース型機...国際エネルギースタープログラム適合。(旧基準) 使用済み製品の回収及び部品の再使用または材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること、また、改修北機種の再使用または再生利用できない部分については、減量化等が行われたうえで、適正処理され、単体埋立されないこと。		
	プリンタ	国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと		
	ファクシミリ	国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと		
	スキャナ	国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと		
	トナーカートリッジ	使用済カートリッジの回収システム。 回収部品の再使用、マテリアルリサイクル率がトナーカートリッジは50%以上、インクカートリッジは25%以上。 回収部品の再資源化率が95%以上。		
	インクカートリッジ	回収部品のうち、再利用できない部分は適正処理され、単体埋立されないこと。 トナー又はインクの化学安全性が確認されている。(エコマーク認定品)		
プロジェクタ (5,000lm未満のプロジェクタ)	製品本体の重量が基準値以下。 待機時消費電力が0.5w以下。 水銀ランプの使用に関する情報提供及び回収の仕組みがあること。 保守部品、消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。			
(3)	電子計算機等			
	電子計算機等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	磁気ディスク装置	・省エネ法トランザンナー基準達成。		
	ディスプレイ	国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。		
記録用メディア (CD-R,CD-RW,DVD±R,DVD±RW,DVD-RAM,BD)	[判断の基準はケースに適用] 次のいずれかを満たすこと。 ・再生プラスチック30%以上又は古紙バルブ配合率70%以上使用。 ・スリムタイプケース又はスピンデルタイプ。 ・植物由来のプラスチック使用。			
(5)	オフィス機器等			
	オフィス機器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	シュレッダー	・待機電力の基準を満たすこと。 ・低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること		
	デジタル印刷機	・エネルギー消費効率の基準を満たすこと。(エコマーク認定品)		
	電子式卓上計算機	・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの。(エコマーク認定品) ・再生プラスチック配合率40%以上。		
	掛時計 (講堂等で使用の大型は除く)	次のいずれかを満たすこと。 ・太陽電池式。(蓄電機能付きで一次電池不要) ・一次電池が5年以上使用可能。(エコマーク認定品)		
	一次電池又は小形充電式電池 (単1形・単4形)	・一次電池はアルカリ相当以上のもの。(マンガン電池でないもの) ・小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等。		
移動電話				
(3)	携帯電話	・次のいずれかを満たしていること。 ・搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) ・アプリケーションのバージョンアップが可能。 ・環境配慮設計がなされていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	PHS	・回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ・再使用できない部分は、適正処理されるシステムがあること。		
	スマートフォン	・バッテリー等の消耗品の修理システムがあること。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
(6)	家電製品			
	家電製品共通	・資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気冷蔵庫等 (電気冷蔵庫・電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫)	・統一省エネレベル' '以上。 ・定格内容積250ℓ超400ℓ以下の製品については' 'でも可 ・定格内容積250ℓ以下の製品については' 'でも可 ・冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 *電気冷蔵庫等 ・定格内容積250ℓ超400ℓ以下' 'でも可 ・定格内容積250ℓ以下' 'でも可	100%
	エアコンディショナー	・統一省エネレベル' '以上。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・特定の化学物質の含有率基準値を超えないこと。		
	電気便座	・統一省エネレベル' '以上。 ・瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品については' 'でも可 ・貯湯等の暖房便座、温水洗浄便座については' 'でも可	*電気便座 ・瞬間式の温水洗浄便座は' 'でも可 ・貯湯等の暖房便座、温水洗浄便座は' 'でも可	
	ストーブ(ガス又は灯油燃料)	・省エネ法トップランナー基準達成。		
	テレビジョン受信機	・統一省エネレベル' '以上。(新基準を推奨) ・リモコン待機時消費電力が0.5W未満であること ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。		
	電子レンジ(単体)	・省エネ法トップランナー基準達成。 ・待機時消費電力が0.5W未満であること ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。		
(4)	温水器等			
	温水器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気給湯器	・省エネ法トップランナー基準達成。 ・冷媒にフロン類が使用されていないこと。 ただし、平成27年度は平成25年度特定調達品目一覧の基準を満たしていれば特定調達物品とみなすこととする。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	ガス温水機器			
	石油温水機器	・省エネ法トップランナー基準達成。		
	ガス調理機器			
照明	蛍光灯照明器具	・家庭用(環形、直管形)は、統一省エネレベル' '以上。 ・施設用及び桌上スタンド(直管形、コンパクト形)は、省エネ法トップランナー基準達成。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	LED照明器具	・固有エネルギー消費効率:昼白色(D)・昼白色(N)110lm/W以上。 白色(W)・温白色(WW)・電球色(L)75lm/W以上。 ・平均演色評価数Raが80以上。 ・定格寿命40,000時間以上。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。		
	LEDを光源とした内照式表示灯	・定格寿命30,000時間以上。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。		
	蛍光灯(大きさの区分40型直管 蛍光灯)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・Htである場合は、以下を満たす。 エネルギー消費効率100lm/W以上。演色性は平均演色評価数Raが80以上。管径は25.5(±1.2)mm以下。水銀封入量は製品平均5mg以下。定格寿命は10,000時間以上。 ・ラピッドスタート形又はスターク形の場合は、以下を満たす。 エネルギー消費効率85lm/W以上。演色性は平均演色評価数Raが80以上。管径は32.5(±1.5)mm以下。水銀封入量は製品平均5mg以下。定格寿命は10,000時間以上。		
	電球形ランプ	・電球形LEDランプ 昼白色・昼白色・白色...ランプ効率が90lm/W以上。温白色・電球色...ランプ効率が70lm/W以上。ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプの場合はランプ効率が50lm/W以上。 平均演色評価数Raが70以上。 定格寿命が40,000時間以上。ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは30,000時間以上。 ・電球形蛍光灯...省エネ法トップランナー基準達成。定格寿命が6,000時間以上。水銀封入量が4mg以下。 ・その他の電球形ランプ...エネルギー消費効率が50lm/W以上。定格寿命が6,000時間以上。		
(1)	消火器			
	粉末(ABC)消火器	・消火薬剤に、再生薬剤が40%以上使用されていること。 ・廃消火器の回収システムがあること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
(3)	制服・作業服			
	制服	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。(裏生地を除く。) ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上。 再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 調達を実施するものうち、実務活動等業務に支障がないと認められる品目とする。	100%
	作業服	・植物を原料とする生分解性の合成繊維が25%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が25%以上。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
	帽子	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
(7)	インテリア・寝装			
	インテリア・寝装共通	・再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ランナー、フック、ファスナー等の付属品の重量は除く。) ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	カーテン	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が25%以上。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	カーペット	・未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上。		
	毛布	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再使用した該物が80%以上。(ふとんにのみ適用) ・再生PET樹脂配合率が25%以上。		
	ふとん	ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
	マットレス	・該物の再生PET樹脂配合率が25%以上又は植物を原料とする合成繊維が25%以上。 ・フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維。 ・ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下。 ・ウレタンフォーム発泡剤にフロン類が使用されていないこと		
	布製ブラインド	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が25%以上。 ・植物を原料とする非生分解性の合成繊維が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
金属製ブラインド	日射反射率が次のいずれかの要件を満たすこと ・明度L*値が70.0以下の場合には40.0% ・明度L*値が70.0超80.0以下の場合には50.0% ・明度L*値が80.0超の場合には60.0%			
(1)	作業用手袋			
	作業手袋	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ポリエステル繊維を使用した製品にベツボル再生樹脂繊維や何れでも再生可能な繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ・ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
(7)	その他繊維製品			
	その他繊維共通	・再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ボール、ファスナー、金属部品等の付属品の重量は除く。) ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	集会用テント	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	ブルーシート	・再生ポリエチレンが50%以上。		
	防球ネット	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上。		
	旗	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。		
	のぼり	ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
	幕(横断幕、懸垂幕)	・植物を原料とする合成繊維が25%以上。		
モップ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上。 ・未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。			
(2)	自動車			
	行政事務用自動車	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	タイヤ	転がり抵抗係数が9.0以下であること。乗用車用自動車のノーマルタイヤに適用。		
(10)	災害備蓄用品			
	災害備蓄用品共通	・防災用に長期保管する目的で調達するものに限る。(職員用のみ) ・保存期限を勘案した備蓄、購入計画をもとに管理し、継続的に更新する仕組みを構築する。 ・製品及び外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		
	ペットボトル飲料水		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	アルファ化米	賞味期限が5年以上でなるべく長いもの。		
	乾パン			
	保存パン			
	缶詰			
	レトルト食品	賞味期限3年以上でなるべく長いもの。		
	栄養調整食品			
	フリーズドライ食品			
非常用携帯燃料	品質保証期限が3年以上でなるべく長いもの。			
携帯発電機(発電機の定格出力が3kVA以下の発電機)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ガソリンエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ・ディーゼルエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ・騒音レベルが98デジベル以下であること。 ・連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあたっては1時間以上であること。			

平成27年度特定調達品目(配慮品目)一覧

【調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目】

分類	品目名	判断基準	適用
公共工事			
(14) (資材)	再生木質ボード	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。	
	パーティクルボード		
	繊維板		
	木質系セメント板	室内の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。	
	陶磁器質タイル	陶磁器質タイルで、原料に再生材を用いているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上使用されていること。	
	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。	
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超えるフライアッシュを使用していること。	
	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	
	再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	
	小径丸木材	間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。	
	間伐材		
	製材等	・間伐材、林地残材又は小径木であること。 ・上記以外の場合、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。	
	(建設 機械)	パークたい肥	・肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するものであること。 ・木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率(乾物)70%以上・炭素窒素比(C/N比)35以下・陽イオン交換容量(CEC)(乾物)70meq/100g以上・PH5.5～7.5・水分55～65%・幼植物試験の結果生育阻害その他異常が認められない・窒素全量(現物)0.5%以上・リン酸全量(現物)0.2%以上・加里全量(現物)0.1%以上であること。
下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		・肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するものであること。 ・下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率(乾物)35%以上・炭素窒素比(C/N比)20以下・PH8.5以下・水分50%以下・窒素全量(現物)0.8%以上・リン酸全量(現物)1.0%以上・アルカリ分(現物)15%以下であること。	
コンクリート用型枠(再生材料を使用した型枠)		・再生材料(廃プラスチック、古紙パルプを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	
コンクリート用型枠(合板型枠)		・間伐材、端材、林地残材又は小径木以外の原料の原木が合法材であること。	
排出ガス対策型建設機械		搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(H14.4.1国総第225号)」に定める排出ガス基準値、以下のものであること。	
低騒音型建設機械		建設機械の騒音の測定値が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(H13.4.9国交省告示第2438号)」に定める基準値、以下のものであること。	